

事務連絡
平成 20 年 11 月 4 日

各 国設置専用水道設置者 殿

厚生労働省健康局水道課

専用水道の適正な管理の徹底について

水道行政の推進についてはかねてより御尽力いただきお礼申し上げます。

専用水道の管理に係る技術上の業務に関しては、従来から水道法に基づき水道技術管理者を中心に行われているところです。しかしながら、今般、伊藤ハム株式会社東京工場（千葉県柏市）において、同工場の設置する専用水道から水質基準項目であるシアン化物イオン及び塩化シアン並びに塩素酸が基準を超過して検出されたにもかかわらず、直ちに適切な措置が講じられず、相当程度の期間にわたり当該水道が飲用及び食品加工用に使用され続けるなどの状況が明らかになりました。

このことを踏まえ、貴職におかれでは、専用水道の適正な管理及び危機管理の強化のため、特に、下記事項についてその一層の徹底を図られるようお願いいたします。また、専用水道における水質異常発生時には、すみやかに飲料水健康危機管理実施要領（平成 14 年 6 月 28 日付け健水発第 0628001 号水道課長通知）に基づく厚生労働省への連絡をお願いいたします。

記

専用水道における水質検査の実施及びその結果に基づく対応措置の実施

水道法第 20 条（同法第 34 条に基づき専用水道設置者に準用。）に基づく定期及び臨時の水質検査を確実に実施するとともに、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号水道課長通知）に基づき、水質異常時には直ちに原因究明を行うとともに所要の対策を講ずること。特に、一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン又は水銀及びその化合物が基準を超えてることが確認された場合や、消毒が不可能となった場合等には、直ちに給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させること。

(参考)

厚生労働省健康局水道課ホームページ<水質基準等に係る制度(平成15年)>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/seido.html>

問い合わせ先
厚生労働省健康局水道課 久保、塚原
Tel03(5253)1111、内線 4033